

番号：130757

国名：ルワンダ

担当：人間開発部社会保障課

案件名：障害を持つ元戦闘員と障害者の社会復帰のための技能訓練及び就労支援プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2013年9月上旬から2013年10月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.63M/M、合計 1.13M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	19日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：正1部、写4部
- (2) 見積書提出部数：正1部、写1部
- (3) 提出期限：8月21日(12時まで)
- (4) 提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針：
 - 1) 業務方針の的確性 3点
 - 2) 業務方法の整合性、現実性等 6点
 - 3) 当該業務実施上のバックアップ体制 1点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - 1) 類似業務^{注1)}の経験 45点
 - 2) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域^{注2)}での業務経験 9点
 - 3) 語学力^{注3)} 18点
 - 4) その他学位、資格等 18点
- (計100点)

注1) 類似業務：各種評価調査

注2) 対象国／類似地域：ルワンダ／全途上国

注3) 語学の種類：英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。
- (2) 必要予防接種：黄熱

6. 業務の背景

ルワンダでは、長年にわたる内戦及び1994年の大虐殺やコンゴ民主共和国等近隣国との紛争により、肥大化したルワンダ愛国軍(後にルワンダ国軍に移行)の適正規模への縮小と、コンゴ民主共和国から流出した民兵の動員解除及び帰還の推進が、政治・治安・経済的な側面からの喫緊の課題であった。この問題に対応するために、1997年にルワンダ政府はルワンダ動員解除・社会復帰プログラム(RDRP)ステージ1を国軍兵士を対象として開始した。2001年からは、軍事費の削減

と国民和解の一環として、主にツチ族で構成される国軍兵士のみならず、1994年以前の旧政府軍兵士と1994年以降ルワンダ外で武装活動をしている民兵も対象としたRDRPステージ2を開始し、2009年にステージ2が終了するまでに、国軍兵士・旧政府軍兵士・元民兵合わせて6万人以上の戦闘員の動員解除と社会復帰を促進した。

この中には戦闘により障害を負った元戦闘員が多く含まれているが、RDRPにおける障害を持つ元戦闘員に対する支援は、医療支援及びリハビリテーション器具の支給に限定されており、社会復帰を促進する技能訓練支援は含まれていなかった。また、ルワンダにおいて障害者に対する技能訓練を実施している機関は限定されており、障害を持つ元戦闘員を社会的・経済的にコミュニティに統合していくための制約は大きい。

このような状況を受け、ルワンダ政府からの要請に基づき、JICAは2005年12月から2008年12月まで、技術協力プロジェクト「障害を持つ除隊兵士の社会復帰のための技能訓練プロジェクト」(以下、プロジェクト)を実施した。プロジェクトでは非障害者や元戦闘員以外の人々が共に訓練を行い技能を習得することにより、障害を持つ元戦闘員の社会復帰を推進することを目的として、①技能訓練の提供、②技能訓練センター関係者への研修、③技能訓練センターのバリアフリー化を実施し、925人の障害をもつ元戦闘員が技能訓練を修了した。また、2008年7月に実施したプロジェクトの終了時評価時においては約75%の者が、習得した技能を活用して仕事を行ったと答えており、プロジェクトは彼らの生計向上にも貢献している。更に2009年度には、同プロジェクトのフォローアップ協力を実施し、約100人の障害を持つ元戦闘員に対して技能訓練を実施した。

2010年1月からRDRPステージ3が開始され、2012年12月までに、国軍兵士4,000人とコンゴ民主共和国で活動している民兵5,500人の動員解除と社会復帰を目指し実施されている。元戦闘員が文民としてコミュニティに社会復帰していくことは、ルワンダの平和の定着のために重要であり、RDRPは国軍兵士のみならず、旧政府軍兵士や元民兵も支援対象としていることから、国民和解の促進や国境を超えた地域の安定にも影響を与えており、ルワンダ政府は彼らへの迅速な支援を必要としている。

プロジェクトの対象とならなかった障害を持つ元戦闘員は1,500人以上存在し、多くが身体的・経済的・社会的問題を抱えている。また、1994年の大虐殺により障害を負った多くの一般市民(以下、障害者)も多様な問題を抱えており、彼らへの支援も大きな課題となっている。

ルワンダ政府は、障害を持つ元戦闘員及び障害者が共に技能訓練を行い就労を目指すことで、彼らの社会参加と共生を実現することを目的とし、技術協力プロジェクト「障害を持つ元戦闘員と障害者の社会復帰のための技能訓練及び就労支援プロジェクト」(以下、本プロジェクト)の要請を行った。

上記要請を受けJICAは現在、ルワンダ動員解除・社会復帰委員会(RDRC)をカウンターパート(C/P)機関として、2011年3月より2014年3月までの3年間の予定で本プロジェクトを実施しており、現在、2名の長期専門家(障害者支援、業務調整/研修)を派遣中である。

今回実施の終了時評価調査では、本プロジェクトの目標達成度や成果等を分析するとともに、プロジェクトの残り期間の課題及び今後の方向性について確認し、合同評価報告書に取りまとめ、合意内容等をM/Mとして取りまとめ署名することを目的とする。

7. 業務の内容

本コンサルタントは、「新 JICA 事業評価ガイドライン 第1版」に沿って、プロジェクトの当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目を確認するために、必要なデータ・情報を収集・整理し、分析する。「紛争影響国・地域の事業評価の手引き」も参考とする。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[評価分析]

(1) 国内準備期間(2013年9月上旬~2013年9月中旬)

1) 既存の文献・報告書等(事業進捗報告書、業務完了報告書、合同調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)・実施プロセスを整理・分析する。

2) 既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項

目とデータ収集方法、調査方法等を検討し評価グリッド(案)(和文・英文)を作成する。また、既存のデータ・情報と現地で入手・検証すべき情報を整理する。

- 3) 評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P 機関、他ルワンダ側関係機関(地方自治省、雇用開発局等)、他ドナー等)に対する質問票(案)(英文)を作成する。
- 4) 調査団内の検討のため、評価グリッド(案)を用いて評価デザイン(案)を検討する。
- 5) 国内で収集可能なデータを整理・分析する。
- 6) 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間(2013年9月中旬～2013年10月上旬)

- 1) JICA ルワンダ事務所等との打合せに参加する。
- 2) プロジェクト関係者に対して、「新 JICA 事業評価ガイドライン 第1版」に基づいた評価手法について説明を行う。
- 3) 評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収・整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)・実施プロセス等に関する情報・データの収集・整理を行う。
- 4) 収集した情報・データを分析し、プロジェクト実績の貢献・阻害要因を抽出する。
- 5) 国内準備作業並びに上記ウ及びエで得られた結果をもとに、他団員及びルワンダ C/P とともに評価5項目の観点から評価を行い、合同評価報告書(案)(英文)の取りまとめに協力する。
- 6) 合同評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版の作成に協力する。
- 7) 協議議事録(M/M)(英文)の作成に協力する。
- 8) 担当分野に係る現地調査結果を JICA ルワンダ事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2013年10月上旬～2013年10月下旬)

- 1) 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)の作成に協力する。
- 2) 帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告を行う。
- 3) 担当分野の調査結果を取りまとめ、終了時評価調査報告書(案)(和文)の作成に協力する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(2) 終了時評価調査報告書(案)(担当分野)とする。

- (1) 評価報告書(英文)
- (2) 担当分野に係る終了時評価調査報告書(案)(和文)
- (3) 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)

上記(1)～(3)は電子データもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します(見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい)。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

- 1) 現地業務日程

機構職員の現地調査期間は2013年9月15日～2013年10月3日を予定しています。本業務従事者は、機構職員の現地調査期間に約10日間先行して現地調査の開始を予定しています。

2) 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ・ 総括 (JICA)
- ・ 協力企画 (JICA)
- ・ 評価分析 (コンサルタント)

3) 便宜供与内容

当機構ルワンダ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ① 空港送迎
あり
- ② 宿舎手配
あり
- ③ 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- ④ 通訳備上
英語⇄キニアルワンダ語の通訳を提供
- ⑤ 現地日程のアレンジ
現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び長期専門家及びC/Pの同行
- ⑥ 執務スペースの提供
プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

- 1) 本業務に関する以下の資料を当機構人間開発部社会保障課（Tel.03-5226-8332）にて配布します。
 - ・ 中間レビュー調査報告書
 - ・ PDM（最新版）
- 2) 本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・ ルワンダ共和国障害を持つ元戦闘員と障害者の社会復帰のための技能訓練及び就労支援プロジェクト詳細計画策定調査報告書

(3) その他

- 1) 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます（冒頭留意事項参照）。
- 2) PCMワークショップのファシリテーターの経験を有することが望ましい。

以上